

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

山形労働局一般公示第 86 号

山形地方最低賃金審議会は、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、山形県の区域内でポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 6 年 9 月 30 日(月)までに、山形地方最低賃金審議会(山形市香澄町三丁目 2 番 1 号 山交ビル 3 階 山形労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和 6 年 9 月 9 日

山形労働局長 小林 学

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

山形労働局一般公示第 87 号

山形地方最低賃金審議会は、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、山形県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 6 年 9 月 30 日(月)までに、山形地方最低賃金審議会(山形市香澄町三丁目 2 番 1 号 山交ビル 3 階 山形労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和 6 年 9 月 9 日

山形労働局長 小林 学

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

山形労働局一般公示第 88 号

山形地方最低賃金審議会は、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、山形県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 6 年 9 月 30 日(月)までに、山形地方最低賃金審議会(山形市香澄町三丁目 2 番 1 号 山交ビル 3 階 山形労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和 6 年 9 月 9 日

山形労働局長 小林 学

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

山形労働局一般公示第 89 号

山形地方最低賃金審議会は、山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、山形県の区域内で自動車整備業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 6 年 9 月 30 日(月)までに、山形地方最低賃金審議会(山形市香澄町三丁目 2 番 1 号 山交ビル 3 階 山形労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和 6 年 9 月 9 日

山形労働局長 小林 学